



COP 14ハイライト 2008年12月2日 火曜

火曜、SBI および SBSTA が再度会合を行い、それぞれの議題の初審議を終了した。午後からは、AWG-LCA が長期協力行動のための共有ビジョンに関するワークショップを開催した。

SBSTA 29

技術移転: 日本とカナダが技術移転に関する AWG-LCA と SBI の間の関係について指摘した。中国は、技術移転のための個別の補助機関と新たな多国間ファンドの設置を提案した。SBSTA/SBI 共同コンタクトグループが、共同議長 Carlos Fuller (ベリーズ)および Holger Liptow (ドイツ)の下、開催される。

REDD: Plume 議長が本件(FCCC/SBSTA/2008/11)について紹介した。スイス、EU、オーストラリアが、現在、REDD 活動向けの方法論の基盤は十分に存在していると発言し、EU パプアニューギニアが Poznań で方法論の問題に関する COP 決定を支持した。ツバルは、森林劣化と需要側措置については更なる方法論上の作業が必要だと述べた。多くの締約国が、森林劣化率が異なる国々も対象国に含めるよう要請した。パプアニューギニアは、事務局が国情の違いに配慮した融資策を検討することを提案した。Lilian Portillo (パラグアイ)と Audun Rosland (ノルウェー)が共同議長を務めるコンタクトグループが発足した。

研究および系統的観測: 締約国は、全球陸上観測システム(GTOS)、地球観測衛星委員会(CEOS)、全球気候観測システム(GCOS)の代表から報告を受けた(FCCC/SBSTA/2008/MISCs.11-12)。Plume 議長が更なる議論を延期して簡略な結論書草案を作成するよう提案し、参加者から同意を受けた。

方法論の問題(条約): 附属書 I 国のテクニカル・レビュー: この問題(FCCC/SBSTA/2008/INF. 4)について Dominique Blain (カナダ)が進行役を務める非公式協議を行うこととなった。

温室効果ガス(GHG)データ・インターフェース: 本件に関する審議は SBSTA 30 まで見送られることとなった。

国際航空・海運からの排出量: 国際民間航空機関(ICAO)と国際海事機関(IMO)が参加者にブリーフィングを行った。Plume 議長が結論書を作成し、本件を詳しく SBSTA 32 で取り上げると述べた。

方法論の問題(議定書): HCFC-22: Jeffery Spooner (ジャマイカ)が非公式協議を執り行う。

炭素回収・貯留(CCS): 本件(FCCC/SBSTA/2008/INFs.1, 3, MISC.10)については、サウジア

ラビア、ノルウェー、EU、日本をはじめとする国々が、CCSをCDMに含める案を支持した。ジャマイカ、ベネズエラ、ミクロネシアは「CCSにはポテンシャルがあるものの、十分な試験・実証が行われていない」と指摘した。ブラジルは「CCSはCDMになじまない」と述べた。Gertraud Wollansky (オーストリア) と Mohammad Reazuddin (バングラデシュ) が共同議長を務めるコンタクトグループが行われる。

IPCC 第4次評価報告書 (AR4) : この議題項目(FCCC/SBSTA/2008/8)について、Plume 議長が結論書草案を作成する。

議定書 2 条 3 項 (悪影響) : 京都議定書 2 条 3 項および 3 条 14 項に関する SBI/SBSTA 合同コンタクトグループが Kamel Djemouai (アルジェリア) および Kristin Tilley (オーストラリア) の議長の下で行われる。

その他の問題: 共同実施活動 (AIJ) : Plume 議長が結論書草案と決定書文面を作成する。

オゾン層破壊物質: EU は、モントリオール議定書第 20 回締約国会議の報告書に記載されたように、SBSTA 結論書にもオゾン層破壊物質の代替物質に関する言及を入れるべきだと主張し、中国がこれに反対を唱えた。Plume 議長が非公式協議を行う。

新たに提案された議題項目: ブラジルは、G-77/中国の立場から、CO₂ 換算に様々な測定基準を使用することの意味合いを SBSTA 30 の議題に含めるよう提案した。ニュージーランドはこの案を支持したが、米国が反対した。Plume 議長が非公式に協議を行う。

SBI 29

資金メカニズム: 資金メカニズムの第 4 回レビューや COP に対する GEF の報告書、GEF に対する指針、LDC 基金などが本議題項目でカバーされている (FCCC/CP/2008/2, FCCC/SBI/2008/MISC.8)。

EU は、UNFCCC の資金メカニズムとしての GEF の役割を再確認した。フィリピンは、G-77/中国の立場から「GEF は資金メカニズムではなく、運営組織である」と述べた。アフリカ・グループは、GEF の会長、CEO 選びには GEF の国際性を反映させるべきだと述べた。第 4 回レビューと GEF 報告書、GEF に対する指針に関するコンタクトグループが Deborah Fulton (オーストラリア) と Surya Sethi (インド) 議長の下で開催予定。LDC 基金に関するコンタクトグループは Margaret Sangarwe (ジンバブエ) と Michelle Campbell (カナダ) 共同議長の下で開催される。

非附属書 I 国の国別報告書: 事務局は、CGE 作業、資金・技術支援に関する文書 (FCCC/SBI/2007/10/Add.1, FCCC/SBI/2007/MISC.7, Add.1-, FCCC/CP/2008/2, FCCC/SBI/2008/INF.10) を紹介した。Emily Ojoo-Massawa (ケニア) と Ricardo Moita (ポルトガル) がコンタクトグループの共同議長を務める。

条約 4 条 8 項・9 項の遵守: 決定書 1/CP.10 の実施に関する進捗: コンタクトグループが Leon Charles (グレナダ) 議長の下、行われる。

後発開発途上国 (LDC) に関連する問題: LDC 専門家グループ (LEG) が LEG の作業 (FCCC/SBI/2008/14) について報告を行った。バングラデシュは、国別適応行動計画 (NAPA) 実施用の融資迅速化のためのメカニズムを提案した。Margaret Sangarwe (ジンバブエ) 議長の下で非公式



協議が行われる。

技術移転: 事務局が本項目(FCCC/SBI/2008/16-17、INFs.5-8)の紹介を行った。Holger Liptow (ドイツ) と Carlos Fuller (ベリーズ)共同議長による SBSTA/SBI 合同コンタクトグループ、Philip Gwage (ウガンダ) と Jukka Uoasukainen (フィンランド)共同議長による SBI コンタクトグループが発足された。

キャパシティビルディング (条約): 事務局より文書(FCCC/SBI/2008/11, 15, MISCs.5-6, FCCC/CP/2008/2, FCCC/TP/2008/5)の紹介があった。タンザニアは、G-77/中国の立場から、キャパシティビルディングの監視・評価用のパフォーマンス指標の整備を求めた。パプアニューギニアが、特に REDD 問題でキャパシティビルディングの国家支援を行うため監視活動に関する CGE の設置を提案した。Crispin d' Auvergne (セントルシア)と Helmut Hojesky (オーストリア)が非公式協議の共同議長を務める。

キャパシティビルディング (議定書): 事務局から関連文書 (FCCC/SBI/2008/11、 MISCs.5-6、FCCC/TP/2008/5)の紹介があった。G-77/中国は、CDM プロジェクト実施のためのキャパシティビルディング強化を求めた。Crispin d' Auvergne (セントルシア)と Helmut Hojesky (オーストリア) が非公式協議を行う。

議定書 3 条 14 項: 事務局が本議題(FCCC/SBI/2006/27)を紹介した。議定書 3 条 14 項および 2 条 3 項に関する SBI/SBSTA 合同コンタクトグループが設置され、Kristin Tilley (オーストラリア) と Kamel Djemouai (アルジェリア)が共同議長を務める。

事務管理・資金・組織制度に関する問題: 事務局が本議題項目 (FCCC/SBI/2008/13,Add.1-2、FCCC/SBI/2008/10,18、FCCC/SBI/2008/INFs.1,9)を紹介した。非公式協議は Talieh Wogerbauer-Mamdouhi (オーストリア)議長の下で開催される。

特権と免責事項については、締約国は議定書 9 条の第 2 回見直しとの関連で検討することを支持した。ツバルは、法的拘束力をもつ新たな法的手段を提案したが、EU がそれは 2013 年以降の協定の一部であるべきだと主張した。Sebastian Oberthur (ドイツ)が非公式協議を開催する。

遵守: 関係ある締約国との協議の上、議長が結論書草案を作成予定。

国際取引ログ: 事務局から関連文書(FCCC/SBI/2008/7)の紹介があった。関係ある締約国との協議の上、議長が結論書草案を作成予定。

議定書の附属書 I 国からの報告および情報の検討: 事務局から関連文書(FCCC/SBI/2008/INF.8、MISC.7) の紹介があった。Dominique Blain (カナダ)が非公式協議を行う。

その他の問題:京都議定書附属書 B 締約国向けの年次編集・会計報告書: 事務局より報告書 (FCCC/KP/CMP/2008/9/Rev.1, Add.1, Corr.1)が紹介された。EU は、排出量と京都メカニズム向けの会計情報を事務局のウェブサイトから直接アクセスできるよう要請した。

AWG-LCA ワークショップ

AWG-LCA の Machado 議長が、ワークショップは共有ビジョンに対する共通理解を深めるための機会であると説明した。パハマが、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場から「共有ビジョンは SIDS や

LDCs への更なる影響を防止するものであるべきだ」と述べ、350 ppm での濃度安定化と気温上昇を 1.5°C に抑制することを支持し、すべての締約国による緩和を求めた。日本は、2050 年までに世界全体の排出量を 50%削減する目標の採択を提案した。

ガーナは、共有ビジョンがバリ行動計画のすべての要素に対応するべきだとし、行為者や行動の点で一時的に制限されるものであってはならないと述べた。ブラジルは、「共有ビジョンは、条約の規定と原則に則り、すべての構成要素 (building blocks) を網羅すべきだ」と述べ、緩和については、非附属書 I 国のベースラインを大幅に超える 25-40%の附属書 I 国の排出削減を支持し、歴史的責任と衡平性に基づいた負担の分担を求めた。

バングラデシュは、LDC の立場から「共有ビジョンの主要なベンチマークの一つは、途上国や後発開発途上国 (LDC)、小島嶼開発途上国(SIDS) の脆弱性を最小限に抑えることである」と述べた。EU は、2°C 未満への経路を強調し、2050 年までに少なくとも 1990 年比で 50%削減、途上国には 2020 年までに BAU から 15-30%の抑制を求めた。

中国は、歴史的責任を強調し、累積排出量に係わる基準の概要を説明するとともに、先進国は途上国が発展する余地を残すほどの大幅排出削減を行うべきだと述べた。エクアドルは、中南米諸国の立場から、共有ビジョンでは「すべての締約国が自らの取り組みを強化する義務があると認識するべきだ」としつつも、先進国は気候変動の緩和において先導的な役割を担い、適切な資金供与と技術移転を行うべきだと述べた。

バハマは、AOSIS による緩和の取り組みを強調した。サウジアラビアは、インドとブラジルを支持し、条約について再交渉することは受け入れがたいと指摘し、エネルギー部門に特化した諸提案を批判した。日本は、セクター別アプローチへの支持が増大していると強調した。南アフリカは、EU 提案の 2020 年までに排出量 30%削減という目標は十分に野心的な数値ではなく、2020 年までに途上国が BAU 排出量より 15-30%減という数値には科学的根拠があるのかと疑問を投げかけた。

非公式協議

AWG-KP - 柔軟性メカニズム: 議長メモ (FCCC/KP/AWG/2008/INF.3)については、概ね満足であるとの評価が締約国から寄せられ、これを更に発展させるための方法について議論が行われた。一部の締約国からは、現行ルールを維持するという案が脚注に付記されたままの状態になるとの懸念が示された。議長メモにすべての締約国の見解を適切に反映させることを担保するための手続きに関する議論が協議時間の大半を占めた。

AWG-KP - LULUCF: LULUCF 付属書 (Annexes) をベースに前回の AWG-KP 報告書 (FCCC/KP/AWG/2008/3, 5)、過去および今後のサブミッションに至るまで、どのように前進させていけば良いかという議論が行われた。その後の議論では、特に、自然災害、CDM の下での非持続性、議定書 3 条 4 項に基づく今後の活動(追加活動)について議論が行われた。その後の非公式協議では、来年に向けて締約国のポジションが明確にされたサブミッションが取り上げられる。

廊下にて

共有ビジョンに関する AWG-LCA ワークショップは、2 日夕方の話題となったが、ほとんどの出席

者はこのイベントに明らかな満足感を示していた。誰も何ら驚きのニュースを聞くことは無かったが、多くの参加者がワークショップは目的を果たしたと感じていた。「ワークショップは多くの議論を生んでいて、前よりも実質的な内容が多くなったようだ。」と、あるオブザーバーの声。スタンスの違いが、より明らかになることに対する懸念はあるものの、非附属書 I 国の交渉官数名は、途上国は皆、同じ意見を出したとして満足な様子だった。ある交渉官曰く、「われわれは、みな同じ唄を歌っている。」

一方、AWG-KP の参加者は、意見のとりまとめから、LULUCF や柔軟性メカニズムに関する文面へとどうやって移行していくのか...と思案していた。「LULUCF では文言の交渉の段階に入りつつあるが、(京都)メカニズムのグループでは果たしてどうなるのか分からない。」とある参加者が話していた。「交渉のテーブルには余りにも多くのモノが載せられているが、我々はそのどれをも全然切り分けていない状況だ。」と別の参加者。「最初の文章は、括弧だらけになりそうだ。」

SBI と SBSTA では、一部の出席者が火曜の議論の進行の速さに圧倒されていたようだった。議長が多くの議題項目についての実質的な審議を今後の SB 会合へ繰り越そうとしたことに、2 - 3 人がコメントしていた。あるベテラン交渉官は「2013 年以降のポスト京都問題やコペンハーゲンのデッドラインまでの交渉に集中できるように、参加者の皿を残さず処理しようとしている。」と見ていた。

最後に、イード・アルアドハー（イスラム教徒の断食明けの犠牲際）の実施日を12月9日（火）から8日（月）に変更するというビューローの決定について、ある参加者は「日曜・月曜のどちらにも、2日連続で公式会合が全く入らないということになり、UNFCCCの歴史が始まって初めてのことだ。」

GISPRI 仮訳